

# これからの居住支援の課題

参考人 NPO抱樸奥田知志

2022年8月10日

# 居住支援における三つの課題

## ① 住宅確保

 空き家の活用

## ② 日常生活支援

 家族機能の社会化

## ③ つながり・参加

 孤立防止

 サードプレイスを含む地域づくり

# ①住宅確保

①空家活用の仕組み（全国800万戸・駅1キロ以内耐震耐火物件140万戸）

- ・借り上げ式の「日本型社会住宅」（マスターリースの公的枠組み）☞運営組織構築
- ・新耐震（1981年以降）の物件の活用
- ・遺贈（継承寄付）の受け皿
- ・オーナー・・・一定の家賃保障（入居有無にかかわらずマスターリースで家賃保障）  
固定資産税優遇
- ・マスターリース/サブリース差益を支援費用とする
  - ※ただし、不足分は公費
  - ※休眠預金の活用も検討（改修）

②社会住宅☞「低廉」+「生活支援（施設以前）」+「地域参加」

**「共生型支援付住宅」の創設**

③対象者のイメージ・・・例えば基礎年金単身高齢者が安心して居住できる

# ② 日常生活支援

## ① 単身世帯の増加



家族機能が低下

・保証人、相談、見守り

引受人、制度へのつなぎ

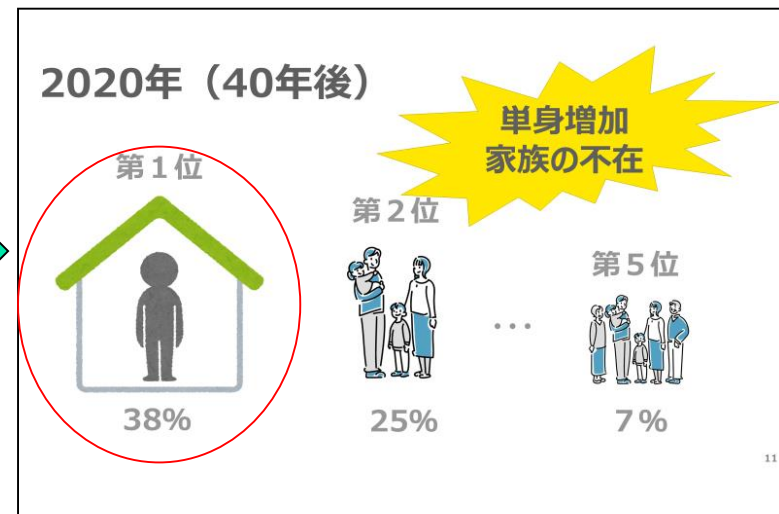
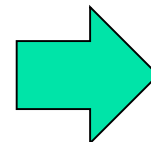
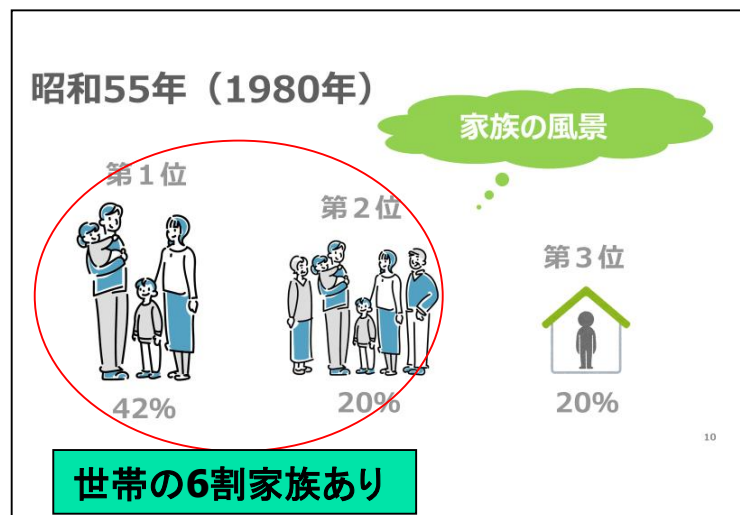
死後事務・・・無し

結果👉 大家の不安・・・入居拒否（住宅確保要配慮者増加）

② 家族機能の社会化👉 本人の安心 + 大家の安心・・・**2つの安心**

## ③ プレーヤーの育成

・居住支援法人活用



居住支援は、ソフトが肝心  
支援付住宅から👉「**住宅付包括支援体制**」へ

# 地域包括ケアシステムの前提



ここが  
ある前提

家族・すまい・すまい方・  
生活支援など  
生活基盤がある



医療介護サービスなど  
が効率的・効果的に  
提供できる



この前提で制度が使える。  
しかし、その前提が無く  
なったら、制度利用も困難。



家族と企業  
日本型社会保障の基盤

家族の限界

制度

家族と企業  
日本型社会保障の基盤

新たな  
隙間

制度

新しい  
民間

新しい  
制度

# ③つながり・参加

## ①自立が孤立に終わらない仕組み

経済的困窮（ハウスレス）

社会的孤立（ホームレス）

※ハウスとホームは違う

## ②つながりのコーディネート

「リンクワーカー」の育成

医療機関、介護事業所、困窮窓口などからの紹介で「孤立状態」にある方の意向に沿った「つながり」や「参加」をコーディネートする仕組み

地域でリンクワーカー（団体）の登録をし、委託事業（公費）とする。

## ③参加の仕組み👉サードプレイス付き居住支援

これまで居住支援👉個人の住宅の確保が目的

これに加え、「つながり」や「参加」を可能にする「サードプレイスのある地域づくり」を兼ね備えた居住支援体制づくりが必要

## 居住支援施策の4つのパート

現金給付  
(家賃補助)

現物給付  
(共生型支援付住宅)

サービス給付  
(相談・入居  
制度つなぎ・生活  
参加・死後事務)

地域居住支援センター(居住ケアマネ)



# 「居住支援センターと居住ケアマネ」

①居住支援は、総合的・包括的

原則☞ハードは国交省、ソフトは厚労省、法務省

国も地方も住宅と福祉は縦割り

②縦割りを総合化する仕組み

1) 「地域居住支援センター」設置

(総合相談・プランニング・資源コーディネート)

2) 「居住ケアマネジャー」の育成

③居住支援法人の再編

※「認定居住支援法人」の認定

1) 居住支援法人—入居支援・生活支援・地域コーディネート

2) 認定居住支援法人—ケアマネ・支援計画作成・住宅借り上げ

今回の法改正に向けて

# ①対象

## ①現法第3条 6 の規定

6-1 一定の住居を持たない者(現在は、ほぼホームレス)

6-2 一時生活支援事業で住居確保した元ホームレス等 (地域居住支援事業—アフターケア)

6-3 居住を失う恐れのある者で孤立状態

地域居住支援事業

### 【課題】

■6-1 自治体の対象者像が「ホームレスに限定」されている。対象者を「居住に課題を抱える人」全体に広げる必要がある—ネットカフェ、知人宅、社員寮など。

※住まいの困りごと相談実績から (2021年度8カ月余り1291件相談-161件/月)

○現状居宅無し者「家無し・屋外・車中・ネットカフェ・ホテル・サウナ・知人・施設・病院・社員寮」**33.1%**

○居宅無し相談「行くところ無し・入居費用無し・物件無し・保証人無し・引っ越し出来ない」**38.8%**

※自治体の「『一時』実施しない理由」・「対象者なし」が55%。 ※未実施自治体「住まいの不安定新規相談あり」86%

■6-2 対象が一時生活を利用し居宅設置した者のみで、一時生活支援事業未実施自治体は利用不可

■6-3 現在の住居に住み続けることが前提。地域社会からの孤立解消についての具体的な手立てがない。

○居住中の者からの相談 59.5% (上記すまこま)

○住居喪失の恐れのある者からの相談 36.6% 「家賃払えない・追い出し・近所トラブル」(上記すまこま)

# ①対象

【改正提案】6 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 **野宿に限らず**一定の住居を持たない生活困窮者（略）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業  
☞家のない人、現在の居場所におり続けることが出来ない人

二 次に掲げる生活困窮者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに**社会参加や居住環境の調整を支援する事業**（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。**本事業を実施していない自治体は自立相談支援事業にて対応する。**）  
☞次頁の「居住支援専門委員」参照

イ 前号に掲げる事業を利用していた生活困窮者であって、**日常生活や社会参加に課題があり**現に一定の住居を有する者

ロ **転居の必要や住居を失うおそれのある者**

ハ **日常生活を安定して送ることに困難を抱える者**

ニ **貸主や地域との間で調整が必要な者**

ホ **地域社会から孤立している者**

**地域居住支援事業の拡充**



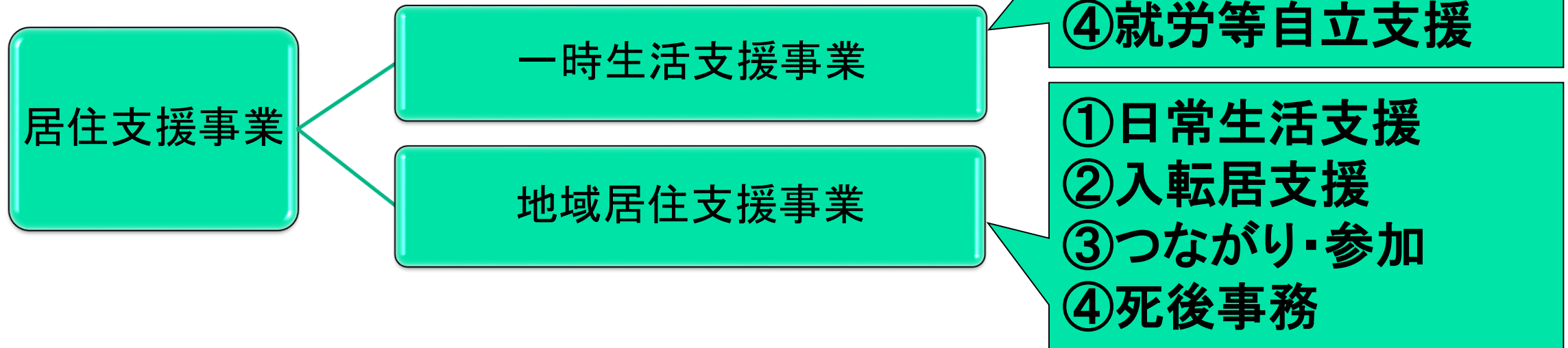
**居住支援事業**

## ②名称と枠組み

### ①事業の名称変更

「一時生活支援事業」➡「**居住支援事業**」

### ②事業の枠組み



③二つの事業について**両方**、もしくは**どちらか一つでも選択**できるようにする

※現状「地域居住支援事業」実施—50自治体に過ぎない

④居住支援事業の**実施目標**（**最低6割**）を定め厚労省が推進する

⑤次回改正に向けて「**居住支援事業の必須化**」を検討する

# ③ 自立相談と居住支援人材

## ① 自立相談に「居住支援専門員」の配置

- 👉 人口5万人以上の基礎自治体（+324自治体、当面国の10割負担・・・現在332自治体）
- 👉 すまこまとの連携窓口
- 👉 地元の居住支援法人等との連携窓口

## ② 居住支援専門員は居住支援法人との連携によって確保

## ③ 自治体に対して自立相談と居住支援法人の連携強化を義務化

## ④ 居住支援についての研修実施

- 👉 自立相談支援員の研修（国・自治体・ブロック）に「居住支援」のカリキュラムを加える

これまで一時生活支援事業に関しては国研修等を行われていない

- 👉 これまで実施してきた「一時生活支援事業」の従事者への研修の実施

# ④ 自立支援センターの今後

## ① ホームレス支援は今後も必要

A自治体	・ホームレス実態調査	3名未満（2019年）	3名未満（2020年）
	・ホームレス保護申請	<u>55名（2019年）</u>	<u>54名（2020年）</u>
B自治体	・ホームレス実態調査	3名未満（2019年）	3名未満（2020年）
	・ホームレス保護申請	<u>47名（2019年）</u>	<u>58名（2020年）</u>

## ② 新築、改築の必要性

☞ 2002年のホームレス自立支援法以来の建物が活用されており老朽化が進んでいる

## ③ 仕組みの多様化

強み☞ 自立支援センターは多機能型施設（生活見守り・就労支援など）

弱み☞ ホームレス支援仕様のため狭小（これも問題）、不便、多数部屋などが入居拒否理由となっている。

※資料1-P11 路上期間1カ月未満 5割

※入居同意理由☞ 個室なら3割（国調査）

### ■ 集合型から分散型を検討

☞ 従来型（多機能）に加え、**入居無しの「センター」を中核とした地域の空家活用型の住居との組合せ型**

# ⑤ 日常生活支援住居施設

## ① 委託費（支援費）の見直し

☞ 人員配置基準では経営困難

## ② 設置のための補助金

☞ すでに無低をやっていた団体が日住となっている。

☞ 新たに参入を促すためにも設置のための補助金を創設

## ③ ケースワーカーが日住の存在を知り基本的知識が持てるようにする

## ④ 地域移行だけではなく「終の棲家」としての活用を積極的に進める

☞ 日住利用者の多くは、独り暮らしが困難、あるいは、他制度・他資源では引き受けられなかった人が多い

## ⑤ 「ソフト型日住」を創設

☞ 拠点になる日住（自前物件）を中心に、「自前建物」を前提としないソフト提供型（個人の賃貸借契約物件）の日住事業の創設



# ⑥すまいの困りごと相談窓口

## ①2021年度スタート

- ☞実質8カ月余りで、1291件の相談（161件/月）その内48%が自立相談へつながる
- ☞2022年度は、4－7月で994件（248件/月） **1.5倍**
- ☞相談者の6割が自宅等からの相談（ホームレス等は15%）
- ☞相談者の6割が一時生活支援実施自治体から（「一時生活支援」=ホームレスのイメージ？）

## ②自立相談支援事業所への情報徹底

## ③体制拡充

## ④総合的な問い合わせ先へ

- ☞住まいだけで困っている人は少ない
- ☞どこに相談していいのか分からない人は多い
- ☞地元で自立相談窓口がにも拘わらずその存在を知らない人が多い。
- ☞住まいの相談を中心にしつつも、相談先が分からない人に向け自立相談につなぐ「中間支援」が必要

# ⑦ 住居確保給付金

- ① 住居確保給付金の支給要件の世帯収入上限が低すぎる。もう少し「手前」で受給できるようにする。
- ② 必要に応じて期間は延長できる。（半年ごとに延長判定：居住支援専門員との連携）
- ③ 離職、廃業二年以内の要件は撤廃—現状における減収等を基準にする
- ④ 自営業者に向けては、求職活動要件を廃止。一方で、事業再興に向けたコンサル等の支援を実施する

# ⑧ 緊急対応

- ① ニーズを把握するために生活保護・生活困窮窓口で対応した実績を明確にする
- ② 一時生活支援事業実施自治体への負担が偏らないように、全国均一的に実施すべき。
- ③ 地域の無低、日住、民間、福祉施設との間で一定の受け皿を確保する。年間を通して確保。
- ④ 一時生活支援事業実施自治体と未実施自治体の連携で対応のルールを策定（住所地特例など）
- ⑤ 広域対応は、本人の意思を十分に確認して行うこと。

# ⑨生活保護における居住支援

- ①貸付金や住居給付金でしのいでいた人が、今後、生活保護申請をするケースは増加すると思われる。
- ◎その時、現状の家賃が住宅扶助上限に収まらないケースが出て来る。
  - ☞現状は、コロナ特例で一定の範疇で「転居」が緩和されている。当分特例は維持。
  - ☞しかし、実際には生活扶助費から家賃差額を支払っているため最低生活基準が担保されていない。
- ③今後、保護申請の際に「ダウンサイズ物件（低廉家賃物件）」への転居指導が想定される。また高齢単身の保護受給者が増加で住宅確保困難、葬祭扶助以外の死後事務困難が増加する。
  - ☞福祉事務所に居住支援の専門員を配置する
  - ☞居住支援法人との連携を強化する
- ④生活保護CW向けの「居住支援」に関する研修の実施